

本方針の対象となる障がい者就労施設等

- 1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づく事業所・施設等
 - 就労移行支援事業所
 - 就労継続支援事業所(A型・B型)
 - 生活介護事業所
 - 障がい者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
 - 地域活動支援センター
 - 小規模作業所

- 2 障がい者多数雇用企業
 - ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」上の特例子会社
 - ・重度障がい者多数雇用事業所
 - ①障がい者の雇用者数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

- 3 在宅就業障がい者等
 - 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者(在宅就業障がい者)
 - 在宅障がい者に対する援助の業務等を行う団体(在宅支援団体)